

「マイナスイオンをうたう商品」の表示に
関する科学的視点からの検証について

平成18年11月

東京都生活文化局

本件調査は、8種類の「マイナスイオン商品」に関する表示内容について、一般消費者に誤認を与え、商品の合理的な選択を妨げるおそれがないかどうか、景品表示法の観点から、科学的な視点で検証したものです。

したがって、「マイナスイオン」の存在自体を否定したり、全ての「マイナスイオン商品」の効果・性能を否定したりするものではありません。

はじめに

消費者の健康志向や生活環境の快適性を求める傾向などを背景に、マイナスイオンを発生することにより「疲労を回復させる」「細胞を活性化させる」「花粉・カビを除去する」等、一見、科学的な根拠に基づくかのような効果・性能をうたう家電製品や寝具、アクセサリなどの商品が販売されている。消費者生活相談においては、こうした「マイナスイオンをうたう商品」（以下「マイナスイオン商品」という。）の効果・性能について疑問の声も寄せられている。

東京都では、市販されている「マイナスイオン商品」のうち、ヒトの身体に対する効果・性能に係る優良性を強調して表示しているふとん、マイナスイオン発生器、ネックレスなど8商品について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）の観点から、事業者に対し表示の根拠について説明を求めるなど調査を実施し、専門家の助言を得ながら表示に関する科学的な視点からの検証を行った。

※ なお、平成15年度に景品表示法が改正され、都道府県知事による執行力の強化が図られるとともに、第4条第2項の新設により、効果・性能に関する表示については公正取引委員会が事業者に対してその合理的な根拠を求めることができることとなった。

本件調査は、都道府県知事の権限である景品表示法第9条に基づく報告徴収等により事業者に表示の根拠とした資料の提出を求め、これを検証したものである。

I 用語の説明

1 「イオン」とは

(1) 原子・分子

原子とは、物質を構成する最小の単位である。原子は正（+）の電荷を持つ原子核とその周辺を回る負（-）の電荷を持つ電子からできている。

原子の状態は、核の正の電荷と電子の負の電荷がつりあっていて、正の電気も負の電気も帯びず、電氣的に中性である。

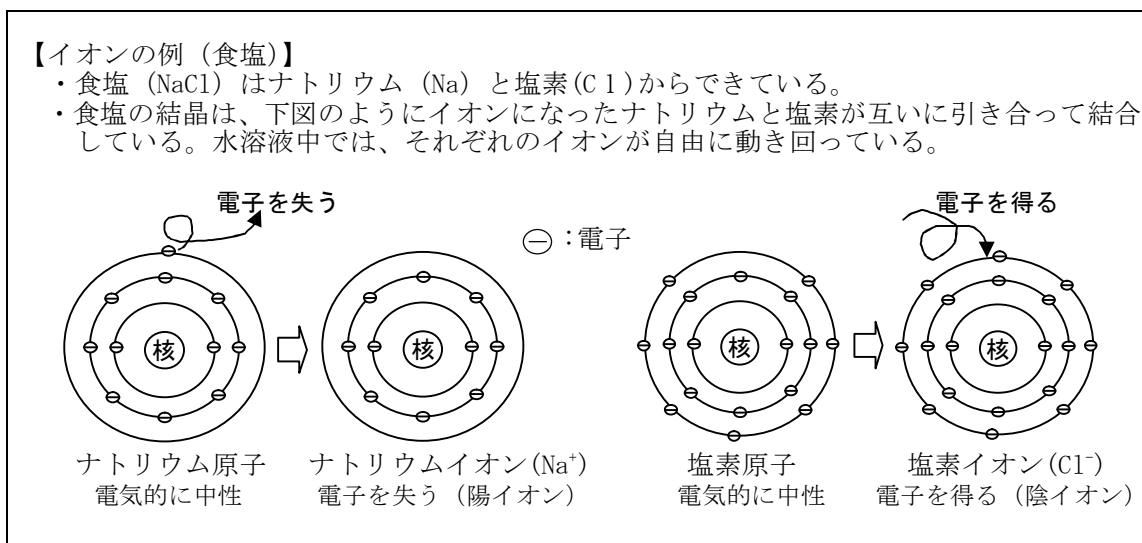
分子とは、いくつかの原子が結合し、まとまりを持った一団のことをいう。分子もまた構成するそれぞれの原子の核が持つ正の電荷と分子全体の負の電荷を持つ電子の数は等しく、分子は電氣的に中性である。

(2) イオンとは

イオンとは、電氣的に中性な原子や分子が電子を失ったり、得たりすることなどにより、正と負の電荷がつりあわなくなった原子や分子のことをいう。

電氣的に中性の原子や分子が負の電荷を持つ電子を失うと、核が持つ正の電荷のほうが多くなる。このような原子や分子を陽イオン又はカチオン（英語では cation）という。

電氣的に中性の原子や分子が負の電荷を持つ電子を得ると、核が持つ正の電荷より負の電荷が多くなる。このような原子や分子を陰イオン又はアニオン（英語では anion）という。



(3) 空気イオン

空気イオンは、宇宙線、紫外線、放射線、雷の放電等により、空気中の窒素や酸素などの気体分子や水滴、煤塵などの微粒子が電子を得たり、失うことにより、負又は正に帯電することによって生成する。これらを、空気負イオン（英語では negative air ion）、空気正イオン（英語では positive air ion）とっている。空気イオンは、自然界にも存在する。

人工的に空気イオンを発生させる方法として、次が知られている。

- ① 電極による放電を利用するもの、電子を放電するもの
- ② 水を破砕させるもの
- ③ 紫外線によるもの
- ④ 天然鉱石の放射線を利用するもの

(4) 空気イオンは何のイオンか

大気中の正又は負に帯電した気体分子又は原子などに水分子が付着したものと考えられている。

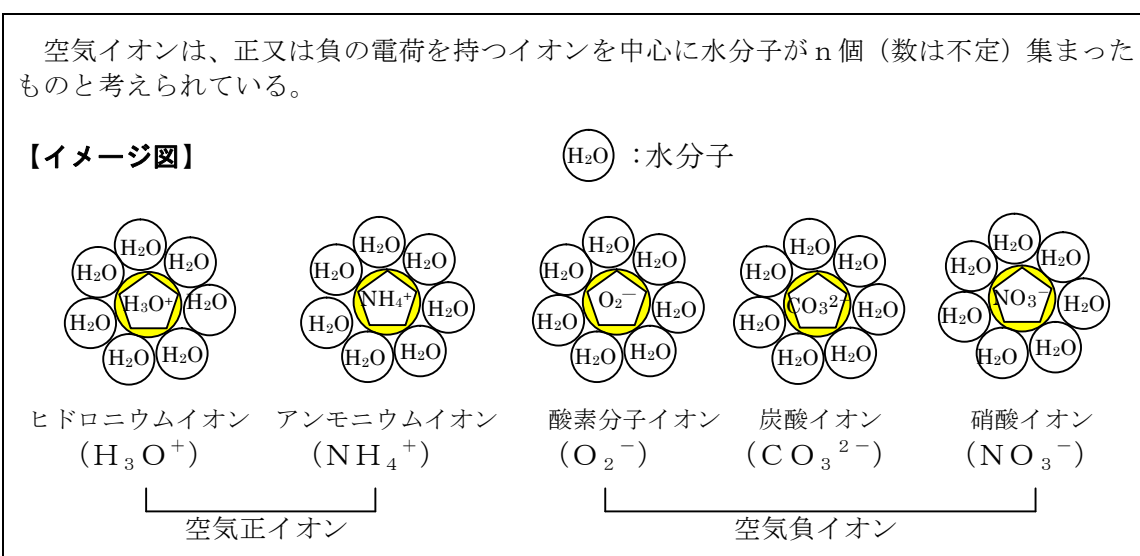
その組成として、下図〔現在、考えられている空気イオンの例〕（イメージ図）に示したものができるとされているが、水分子が何のイオンに付着するのか、全てが明確になっているわけではない。

生成した空気イオンは、次第に拡散して空気中における濃度が減少する。また、正と負の空気イオンの結合、粉塵や霧などの他の粒子への付着等により消滅する。

(5) 定義がない「マイナスイオン」

マイナスイオン商品で表示している「マイナスイオン」は、空気イオンのうち負に帯電したもの＝空気負イオンのことなどといわれているが、現在、「マイナスイオン」は、科学的・学術的な用語として明確に定義されていない。

〔現在、考えられている空気イオンの例〕



(6) 「マイナスイオン（空気負イオン）」発生量の測定方法

空気中の正・負イオン密度（イオン数/m³）の測定方法に関して、これまで公的な試験方法がなかったが、平成 18 年 11 月 20 日に、JIS B 9929「空気中のイオン密度測定方法」が官報公示された。

2 「マイナスイオン商品」とは

製品に組み込まれた素材や機構の作用により、マイナスイオンを発生させることを表示し、発生したマイナスイオンによる様々な効果・性能をうたっている商品を、本調査・検証では「マイナスイオン商品」とした。

Ⅱ 「マイナスイオン商品」の表示に関する調査・検証の概要

1 調査・検証対象

「マイナスイオン商品」に係る表示 8件
(インターネット、ウェブサイトの表示)

No.	商品名	No.	商品名
1	ふとんA	5	空気清浄器
2	ふとんB	6	装身具(ネックレス)
3	携帯マイナスイオン発生器 (カード型)	7	装身具(ブレスレット)
4	携帯マイナスイオン発生器 (首吊下げ型)	8	矯正ベルト

2 調査・検証期間

平成17年5月から平成18年2月まで

3 調査・検証の方法

- ① 事業者に対し、表示の根拠となる客観的事実について、文書により質問した。
- ② 事業者からの回答について、専門家の助言を得ながら、これを科学的な視点から検証・評価するとともに、さらに不明・疑問な点について再質問を行った。
- ③ 再質問に対する回答を受領するに当たっては、事業者との面談により回答内容の説明を直接受けた。
- ④ 専門家の助言を得ながら、事業者の再回答の内容について科学的視点から検証し、表示の根拠について最終的な評価を行った。

Ⅲ 「マイナスイオン」の発生、測定等に関する表示とその根拠に対する評価

今回調査・検証した「マイナスイオン商品」のマイナスイオンはどのようなものか、表示及び提出資料からマイナスイオンの発生源、発生方法、発生量、測定法等を整理した。(次頁参照)

1 マイナスイオン発生源

8商品のうち、5商品がトルマリン(電気石)及びトルマリン混合体からマイナスイオンが発生すると表示していた。このうち1商品はトルマリンと放射性物質と思われるものとの混合体であった。[ふとん2、携帯マイナスイオン発生器(カード型)、ネックレス、矯正ベルト]

1商品は、提出資料で、水が微細な水滴に分裂させることでマイナスイオンを発生すると説明していた。[空気清浄器]

1商品は、表示ではゲルマニウムがマイナスイオンを発生するとしていたが、提出資料ではゲルマニウムと放射性物質の混合体が発生源を発生すると説明している。[ブレスレット]

1商品は、発生源に関する表示はなく、また、資料の提出もないため不明であるが、当該商品は乾電池を使用し、オゾンの発生があることから電氣的な機構でマイナスイオンを発生させていると思われる。[携帯マイナスイオン発生器(首吊下げ型)]

2 発生するマイナスイオン物質

「マイナスイオン商品」が発生するマイナスイオンに関して、表示及び提出資料では水分子に由来するもの、空気中の分子に由来するものなどがあつた。しかし、マイナスイオンが具体的にどのような物質(原子、分子、分子集団等)であるかを実証したデータ・資料の提出はなかつた。

3 マイナスイオンの発生量

マイナスイオンの発生量は、イオン測定器・イオンカウンター等の機器を用いて測られ空気1cm³(cc)中のマイナスイオン個数(個/cm³又は個/cc)で示されていた。しかし、当該商品若しくは当該商品の使用実態に即した測定結果でないものがあつた。

4 マイナスイオンの測定方法

マイナスイオン発生量の測定に関して、測定時の環境(測定場所、温度、湿度等)、測定方法(測定対象と測定器の位置関係、測定器の設定、測定時間)、測定項目(マイナスイオン値、プラスイオン値、バックグラウンド値等)など、測定の方法や付随する必要事項が未記載や曖昧なものがあつた。特に、マイナスイオンの発生と併せて発生するプラスイオンを測定したものは1商品でしか見られなかつた。

表示又は提出資料等に記載されたマイナスイオン発生量は、客観的に実証されたものとは認められないものであつた。

表示及び提出資料によるマイナスイオンの発生源・発生量・測定方法等

商品名	マイナスイオン発生源	発生するマイナスイオン物質	マイナスイオン発生量	測定方法	マイナスイオン発生、測定等の評価
ふとんA	[表示] トルマリン	[提出資料] 空気中の僅かに電気を帯びた物質（原子、分子または分子集団）	[表示] 700±100個/cc	[表示] イオン測定器使用（機種名有） 90分間連続測定 測定条件不明	発生量データは、マイナスイオンを発生する素材のもので当該商品のものではなかった。 素材の測定は自社事務所内で行ったものであって、90分の測定結果のみを基に「長時間にわたって安定してマイナスイオンが700(個/cm ³)出ているのがわかる」と表示しているが、測定条件は不明であり、当該表示が客観的に実証された内容のものとは認められない。
ふとんB	[表示] 酸化アルミナ・酸化チタン・酸化バリウムを配合した焼結粉粒体とトルマリンの混合体	[提出資料] ヒドロキシルイオン：H3O2-	不明	不明	資料は、トルマリンが水中において水を電気分解し、ヒドロキシルイオンを生じることを説明するものであった。 当該商品は大気中でも同様の現象が起きると表示しているが、このことを実証するデータ・資料は示されず、表示は客観的な根拠に基づくものとは認められない。
携帯マイナスイオン発生器（カード型）	[表示] トルマリン	[提出資料] 空気中の僅かに電気を帯びた物質（原子、分子または分子集団）は現状技術では困難	[表示] 500(個/cc)付近で推移 静止状態	[提出資料] イオン測定器使用（機種名有） 事務室内設置の測定空間にて測定、温湿度測定（恒常性不明） 測定中当該商品を手で支える。	空（ブランク）試験を行っておらず、測定の条件や方法は厳密さに欠けていた。また、250秒間の測定データのみを基に「安定して一定レベル以上のマイナスイオンを発生します」と表示しており、表示は客観的な根拠に基づくものとは認められない。
携帯マイナスイオン発生器（首吊下げ型）	不明	不明 （マイナスイオンに関する資料なし）	[提出資料] Anion(ION/cc) 1,990,550 大気中の陰イオン 66/cc	[提出資料] テスト方法：KICM-FIR-1042 条件：試料のマイナスイオン放出部に測定器を密着して測定	当該商品のマイナスイオンの発生方法を具体的に示す資料の提出はなかった。 発生量の根拠として外国で行った測定結果が提出されたが、当該商品と同一型式の製品の測定結果かどうか不明であり、発生量を客観的に実証したものとは認められない。
空気清浄器	[表示] レナード効果(*)	[提出資料] 空気中の酸素や窒素などの分子が電氣的にマイナスの状態になったもの	[表示] 6万～10万個発生する [提出資料] 吹出口：68,000個/cc 室内：690～2,950個/cc 測定前：107個/cc	[提出資料] マイナスイオン測定器使用（機種名有） 室面積30m ² （約8畳） 室内11箇所+吹出口 測定高 120cm	測定条件及び測定環境が不明であり、発生量の表示が客観的に実証された内容のものとは認められない。
装身具（ネックレス）	[表示] トルマリンを主体にリチア・水晶・竹炭を混在させたもの	[提出資料] H ₂ O→OH ⁻ +H ⁺ （不安定） H ⁺ +H ₂ O→H ₃ O ⁺ ヒドロニウムイオン OH ⁻ +H ₂ O→H ₃ O ₂ ⁻ ヒドロキシルイオン	[提出資料] 最大：3,090/cc 最小：-30/cc（ママ） 平均：100/cc 空試験：30/cc	[提出資料] 測定器 イオンメーター使用（機種名有） 測定温度・湿度有 試料を伸縮させて測定	資料によると、測定は、マイナスイオンを発生する素材を伸縮させて行っているが、ネックレス着用時の状態と異なった条件で得られたデータである。 測定条件、測定環境等の設定に厳密さが欠け、資料が客観的に実証された内容のものとは認められない。
装身具（ブレスレット）	[表示] ゲルマニウムセラミックスの粒	[提出資料] 微弱放射線が空気中の水分子に作用してマイナスイオンに帯電させたもの	[提出資料] 静置：1,146～1,349個/cc 室内：平均43個/cc （追加資料による） マイナスイオン：87 個/cm ³ プラスイオン：72 個/cm ³ バックグラウンドマイナスイオン：30個/cm ³ プラスイオン：27個/cm ³	[提出資料] イオンカウンター（機種名有） 測定環境条件有 （追加資料による） 測定器型番有（当初資料と別機種） 測定環境、測定条件、測定方法有	「ゲルマニウムは体温を察知するとマイナス電子を放出…」 「ゲルマニウムセラミックの粒がマイナスイオンを放出」と記載し、ゲルマニウムがマイナスイオンを放出するかのように表示していた。 追加資料の説明では、実際はセラミックに含まれる放射性物質がゲルマニウムに電離作用を起こさせ、その結果、マイナスイオンを発生するというものであった。 しかし、ゲルマニウムが体温を察知することによりマイナスイオンを発生することを実証するデータはなく、当該表示は客観的な根拠に基づくものとは認められない。また、ゲルマニウムが電離したことを実証するデータの提出もなかった。
矯正ベルト	[表示]天然のイオン石（β崩壊石、トルマリン、ラジウム鉱石等）	不明（資料なし）	[表示] マイナスイオン数1,265個/cc	[表示] マイナスイオン測定器（測定条件等不明）	表示内容を実証するデータ・資料の提出はなく、マイナスイオンの発生等は客観的な根拠に基づくものとは認められない。

(*)レナード効果: 滝の落下などで水が微細な水滴に分裂するときに、周辺の空気が負に帯電する現象を発見者にちなんでレナード効果と呼んでいる。

IV 「マイナスイオン商品」の効果・性能に関する表示とその根拠に対する評価

今回調査・検証した商品には、「質の高い眠りを提供」「体の細胞を活性化させる」「ほこりや花粉を除去する」などといった「マイナスイオン商品」の効果・性能は、当該商品がマイナスイオンを発生することで得られるかのように表示されていた。

しかし、効果・性能に関して提出された資料は以下のようなものであった。

- ①表示された効果・性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していないものがあつた。
 - ・マイナスイオンの発生方式が当該商品と異なるものであり、効果・性能の試験は当該商品の使用とは異なる条件で行われた研究結果であつた。
 - ・効果・性能の試験データは、当該商品又はその素材で行つたものであるが、マイナスイオン発生量と効果・性能の関係が不明確であつた。
- ②提出資料は客観的に実証されたものではないものがあつた。
 - ・効果・性能に関して、当該商品の試験・調査によって得られた結果に基づくものではなく、推測的な事柄を述べたものであつた。
- ③提出資料は、「専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献など、一般的に認められているものではないもの」があつた。
 - ・提出資料は一般書であつて、当該商品の試験・調査で得られた結果は示されていなかった。
- ④当該商品で行つた試験・調査は、経験則上妥当と認められる方法ではないものがあつた。
 - ・試験条件の記録等もなく、方法が稚拙であつた。
- ⑤マイナスイオンがヒトの身体にどのように作用して、表示した効果・性能が得られるのか、そのメカニズムを検証した資料はなかつた。

マイナスイオンの効果・性能の根拠として提出された資料は、表示内容と適切に対応したものとはいえず、これら効果・性能に関する表示は客観的な根拠に基づくものとは認められなかつた。

【No.1 ふとんA】

表示内容	提出された根拠資料等	評価結果
「全身をマイナスイオンで包んで、質の高い眠りを提供いたします」	【提出資料】マイナスイオンにはα波を増加させる効果が確認されている。	提出資料は、水破砕式マイナスイオン発生器を備えたスチームサウナ室で得られた結果であつた。
「マイナスイオンが注目される大きな理由の一つに、ヒトの仕事能率、快適度、疲労度に良い影響を与えるとされていることが上げられます」	【提出資料】13人の被験者による、フリッカー（疲労度）計、脳波測定、発汗量等を測定した結果（研究論文）により効果があるとされている。	提出資料は、当該商品とは異なる発生方式、発生量、効果等の測定環境等が異なるもので、当該表示が客観的に実証された内容のものとは認められない。

【No.2 ふとんB】

表示内容	提出された根拠資料等	評価結果
「トルマリンから発生する微弱電流・遠赤外線・マイナスイオンには体の細胞を活性化させ、心に安らぎをもたらせます。」	【提出資料】①ヒドロキシルマイナス空気イオンの生理作用に関する文献、②自律神経活動の研究論文及び③脳波の測定結果	①は、研究の紹介で空気負イオンの効果・性能を具体的なデータで示すものではなかった。 ②は、当該商品と異なるマイナスイオン発生方式の機器を用いた研究論文であった。 ③は、脳波測定結果とマイナスイオン量との関連が不明であった。また、脳波測定の被験者は男性1名であること、二重盲検法(*)や繰り返し測定の実施が不明であった。 これら提出資料は、客観的に実証された内容のものとは認められない。
「マイナスイオンは…、それ以上に重要なことは人体の皮膚の中で特に誘電性の高い「つぼ」の部分から血液などの体液に吸収されます。」	【提出資料】トルマリンの効用について述べた一般書	提出資料は一般書であり、効果・性能を裏付けるデータ等は示されていない。 提出資料は、「専門家等による見解または学術文献であって専門分野において一般的に認められているもの」とは認められない。

(*)二重盲検査法：外観や手触りなどをまったく本物と同じに構成された偽物の2種類を用いて、被験者及び測定者には、どちらが本物かあるいは偽物かを判らないようにして試験を行う方法をいう。
全試験終了後に、各データを本物・偽物に分けて、統計的な手法で解析を行い、効果の確認を行う。

【No.3 携帯マイナスイオン発生器（カード型）】

表示内容	提出された根拠資料等	評価結果
「冬場に多い静電気に対しても低減効果があります」	【提出資料】静電気低減効果確認実験結果	提出資料は、当該商品に静電気の低減効果がないことを示す実験結果であった。当該表示は客観的に実証された内容のものとは認められない。
「常に安定してマイナスイオンを発生しますので、どなたでも（健康維持、）電磁波軽減などに取り組むことができます。」	【提出資料】〇〇トルマリンによる電磁波シールド効果の測定結果（測定試料、測定方法、測定機器、結果図）	提出資料は、電磁波の減衰率測定時のマイナスイオン発生量データ及びトルマリンを含まない対照試料の減衰率測定データもなかった。 資料は、表示内容を客観的に実証された内容のものとは認められない。

【No.4 携帯マイナスイオン発生器（首吊下げ型）】

表示内容	提出された根拠資料等	評価結果
「マイナスイオンはエンドルフィンという物質を発生させ血液の浄化や疲労回復及び痛みをやわらげ、…」	【提出資料】 提出なし。	当該表示は、閲覧可能なウェブサイトなどから、自己の都合のよい部分だけを抽出しまとめたもので、試験結果や資料はない。 当該表示は、裏付けとなる客観的な根拠なしに表示していた。
「マイナスイオンの効果 空気中のタバコや排気ガスなど各種有機物の汚染物質を浄化させ、空気をキレイに保ちます」	【提出資料】 提出なし。	タバコの煙を充満させた小型容器内で、煙が消滅した事実に基づいて表示していた。 実験条件等の記録も無くテストは極めて稚拙な方法で行われたものだった。（口頭説明による） 当該表示は、客観的事実に基づくものとは認められない。
「マイナスイオンはバクテリアを含むほこりや花粉、カビなどの汚染された粒子を中和し、除去及び殺菌します。」	【提出資料】外国の試験機関で行った大腸菌、ブドウ球菌に対する抗菌性の試験データ（日本語訳） 花粉、ほこり等の除去に関する資料はなし。	提出資料は菌の減少結果のみで、当該商品をもどのように用いて試験を行ったのか不明であった。 当該表示は、客観的事実に基づくものとは認められない。

【No.5 空気清浄器】

表示内容	提出された根拠資料等	評価結果
「●マイナスイオンの効果 ・酸性血液を中和させ、浄化する等 ●ペットのストレスにも効果的 除去できる有害物質の例 ・ダイオキシン、ホルムアルデヒド等」	【提出資料】①水分子付加イオン発生器のメカニズム等、②マイナス空気イオンの赤血球に対する作用、③化学物質除去結果等	各種の資料が提出されたが、どの資料がどの効果・性能の根拠となるものが全く示されなかった。これらの資料は、表示の効果・性能がマイナスイオンによるものであることを密接に関連付けるものではなかった。 このことについて、説明を求めたが回答はなく、当該表示は客観的な根拠に基づくものとは認められない。 当該商品の卸し元から提供された資料を、その客観性等を確認することなく表示していた。

【No.6 装身具（ネックレス）】

表示内容	提出された根拠資料等	評価結果
「そのマイナスイオンが、自己治癒力を高め免疫機能・新陳代謝を促進し、自律神経の安定、交感神経の働きを抑制する働きがあるといわれています。」	【提出資料】マイナスイオンのストレス抑制効果に関する内容の一般書	提出資料は、表示のような効用に関して、当該商品の試験・調査の結果に基づくものではなく、推測的な事柄を述べたものであった。 当該表示は客観的に実証された内容のものとは認められない。
「イライラ・疲れ・ストレスを解消！マイナスイオンはその原因となる血流を改善し、カラダの中から効果を発揮し…」	【提出資料】当該商品使用時の血流速度、血流量の試験結果	提出資料は、血流速度、血流量が増加を示しているが、改善したとの評価の根拠、マイナスイオン量との関係が不明であった。 また、血流等のデータとイライラ、疲れ等の解消の関係を説明するものではなかった。 当該表示は、客観的に実証された内容のものとは認められない。 当該商品の卸し元から提供された資料を、その客観性等を確認することなく表示していた。

【No.7 装身具（ブレスレット）】

表示内容	提出された根拠資料等	評価結果
「ゲルマニウムは、体温を察知するとマイナス電子を放出し、体内の電流バランスを正しく整えてくれるのです。」（ブレスレット）	【提出資料】 提出なし。	「ゲルマニウムの電子放出と体内の電流バランスに関する計測は、微弱で計測は不可能であるが、現在のところ表示内容の効果が推測される」と表示しており、その根拠として、ゲルマニウムに関する一般書3種の書名のみを呈示した。 表示は、客観的に実証されたものではなかった。また、呈示された書籍は、専門家、専門化団体若しくは専門機関の見解又は学術文献であって専門分野において一般的に認められているものとは認められない。

【No.8 矯正ベルト】

表示内容	提出された根拠資料等	評価結果
マイナスイオンの効果 血液の浄化作用、自律神経の調整作用、疲労感の緩和等、穏やかに血液に作用するため、ヘマトリック値や血漿粘度の低下に伴って、不眠や肩こり等に有効	【提出資料】 提出なし。	当該商品の卸し元から提供されたインターネット広告を、その客観性等を確認することなくそのまま表示したものであった。 当該表示は客観的な根拠に基づくものとは認められない。

V インターネット表示について

今回、「マイナスイオン商品」の表示の調査・検証にあたっては、インターネットを利用した通信販売に係る 8 商品の表示を対象とした。

当該 8 商品の表示を行った 7 事業者の中には、メーカーや卸元から提供された情報(当該商品に関する画像データや試験結果など)を、その客観性等を確認することなく、インターネット上で表示しているものがあった。

このため、これら事業者の中には、表示内容を裏付けるデータ・資料の提供を求めても、適切なものを提出することができず、表示主体者としての責任を果たせない者があった。

商品の効果・性能の著しい優良性を示す表示を行う事業者は、景品表示法第 4 条第 2 項に基づいて、公正取引委員会から表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められる場合には、これを、15 日以内に提出しなければならない。

したがって、このような表示を行う事業者は、当該表示内容を裏付ける客観的な根拠をあらかじめ有していなければならない。

昨年 2 月に発表した「活水器」に関する表示の調査・検証や東京都が実施している健康食品試買調査においても同様の事例が多数みられており、インターネットを利用して通信販売を行う事業者の中には、「マイナスイオン商品」に限らず、商品に関する十分な情報を持たず、客観的な事実に基づかない表示を行っている場合が多い。

おわりに

消費者の健康志向の高まりなどを背景に、商品やサービスについて、一見、科学的な根拠に基づく、様々な効果・性能があるかのように表示しているものが多くみられる。

しかし、今回行った「マイナスイオン商品」の表示に関する調査・検証において、次のことが認められた。

- 1 マイナスイオン発生量は、事業者が独自の方法で行っていたが、測定条件、測定環境、測定方法等が不備であるものや曖昧なものがあった。
発生量の表示の中には、製品素材の発生量であって、当該商品の発生量が示されていないものがあった。
- 2 発生するマイナスイオン物質は、各種資料から想定されるものを表示したもので、当該商品が発生するマイナスイオンがどのようなものかを試験結果等によって実証したものはなかった。
- 3 表示された効果・性能に関して、提出資料には当該商品が発生するマイナスイオンが関与していることを具体的に示す試験結果等はなかった。
- 4 インターネットを利用した通信販売事業者の中には、取扱商品について十分な情報や根拠を持たないまま、表示を行っているものがあった。

このような表示は、その商品について実際のものよりも著しく優良であると消費者に誤認を招き、景品表示法が禁止する不当表示に該当するおそれがある。

【消費者へのアドバイス】

消費者は、一見、科学的な根拠に基づくかのように見える効果・性能をうたった表示であっても、これをうのみにせず、多角的に情報を収集したり、東京都消費生活総合センターに相談するなどして、商品・サービスを合理的に選択していく必要がある。

【販売事業者への注意】

製造者から提供された情報を基にカタログやウェブページを作成し、これを一般消費者に対して表示する販売事業者には、その表示内容について表示主体者としての責任がある。したがって、販売事業者は、表示内容が消費者に誤認を与えるようなものがないかどうか、自己の責任において製造者に確認するなど、十分に注意する必要がある。

「マイナスイオン商品」に係る消費生活相談の状況

参考

1 相談件数の推移

都内の消費生活センター等に寄せられている消費生活相談のうち、「マイナスイオン商品」に係る件数は、下表のとおり過去4年間で332件となっている。

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
135件	77件	57件	63件	332件

2 相談内容別内訳

上記件数の内容をみると、訪問販売に関するものや、いわゆるマルチ商法に関するものが多いが、商品・性能に関する相談も143件あった。

「マイナスイオン（商品）」に関する相談総件数		332件(100.0%)
訪問販売に関する相談		112件(33.7%)
いわゆるマルチ商法に関する相談		71件(21.4%)
商品の効果・性能に関する相談		143件(43.1%)

※ 事業者が商品の効果・性能を強調していたものや、消費者が商品の効果・性能に関心や疑問を抱いたものを「商品の効果・性能に関する相談」として集計した。

3 マイナスイオン商品の効果・性能に係る相談事例

- ◆ 友人に誘われ銀とゲルマニウムを混ぜてできたネックレスを契約した。友人の上司は、「ゲルマニウムは、熱や光に反応してマイナスイオンを出し、肩こりや腰痛に効き、腰痛の人が着けた瞬間に歩けた」といった。会員になって販売すれば儲かるというが、解約したい。
- ◆ 訪問販売で、病気が治ると勧められブレスレット2個を契約した。「心臓病、白内障に効く、マイナスイオンが血液の循環を促す」といわれた。必要ないので解約したい。
- ◆ 「この毛布は、使用することによりマイナスイオンが出て微弱電流を半永久的に流し続けるため、腰に当てるだけで腰痛改善に効果がある。」とっている。本当か。
- ◆ 「不眠症が治る」といわれ購入した電位治療器。いまだに睡眠薬が離せず通院している。「マイナスイオンの効果で寝ている間に神経が修復される」と勧められ購入したが、高額なので返品し解約したい。
- ◆ 姉がマイナスイオンの出る座布団を購入し、私も勧められている。姉は「1ヵ月無料体験して効果がある」とっている。「マイナスイオンが体内に入り健康になる」というが高額である。
- ◆ 高齢の叔母はマイナスイオンが出るというイスを契約した。肩こり、便秘が治るというものだが不審。騙されているのではと心配。
- ◆ マイナスイオンが1cc当り14万個出て、リラックス効果があると謳っている空気清浄機を購入した。うたい文句の根拠を求めたところ測定データが送られてきた。信用できるか。
- ◆ 高齢の母が「体の痛みが治る」としつこくいわれ、マイナスイオン発生器を購入した。よくなるどころか入院。返品、返金を希望。
- ◆ 薬屋でもらった雑誌を見て店に行き、「奥さんのぜん息症状に効果がある」と説明され、マイナスイオン発生空気清浄機を購入したが、稼働音がうるさく返品を申し出たが応じてくれない。